容器包装の使用の合理化	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	□　景品等の提供 □　繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 □　容器包装の使用についての消費者の意思の確認 □　その他
		（具体的内容）
	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	□　薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 □　適切な寸法の容器包装の使用 □　商品の量り売り □　簡易包装化の推進 □　その他
		（具体的内容）
情報の提供 〻 関係者との連携	［略］	

第８表　［略］

備考

１～３　［略］

４　フランチャイズチェーンの事業を行う者など、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業者（以下「本部事業者」という。）又は当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）は、「事業者名」の欄に、本部事業者を記入すること。この場合には、本部事業者が加盟者を含めた容器包装を用いた量及び取組を一括して各表に記入し、本部事業者が当該定期報告書を提出すること。

５・６　［略］

７　「当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無」の欄には、４の「加盟者」の有無を記入すること。

８　この様式において、「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第４条第６号及び同条第４号に規定する容器包装の区分に従うものとする。また、「プラスチック製の買物袋」は小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第２条第１項で定める「プラスチック製の買物袋」、「厚手のプラスチック製の買物袋」は同項第１号に該当するもの、「海洋生分解性プラスチック製の買物袋」は同項第２号に該当するもの、「バイオマスプラスチック製の買物袋」は同項第３号に該当するものとする。

容器包装の使用の合理化	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	□　薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 □　適切な寸法の容器包装の使用 □　商品の量り売り □　簡易包装化の推進 □　その他
		（具体的内容）
情報の提供 〻 関係者との連携	［略］	

第８表　［略］

備考

１～３　［略］

［新設］

４・５　［略］

［新設］

６　第１表において、「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第４条第６号及び同条第４号に規定する容器包装の区分に従うものとする。また、同表の「うち、主としてプラスチック製の袋」及び「うち、主として紙製の袋」の欄は、任意記入とする。